

岐 阜 県 公 報

第 二 百 五 号

令 和 三 年 五 月 二 十 八 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課) 三三三
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) 三三四
土砂災害警戒区域の指定解除	(同) 三三四
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 三三四
土砂災害警戒区域の指定	(同) 三三五
土砂災害特別警戒区域の指定	(同) 三三六
落札者等に関する公示	(市 町 村 課) 三三七
開発行為の工事の完了	(建 築 指 導 課) 三三七
落札者等に関する公示	(羽 島 特 別 支 援 学 校) 三三八

告 示

岐阜県告示第二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村越原字新奥二六九六、二七〇四、二七〇六から二七〇八まで、二七一七から二七二一まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（ ） 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。（ ）

岐阜県告示第二百四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項
の規定により告示する。

令和三年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐荘ヶ丘	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）	岐阜市	長森岩戸字東山	九四六番一	一号及び二号
		北一色一丁目	三番四	三号	
			一四四三番三三四	四号及び五号	
			五番二二	六号及び七号	
			五番一〇	八号から十号まで	
			五番一三	十一号	
			一〇五番一	十二号	
			三番四一	十三号	
			三番六	十四号	
			三番二二	十五号	
			三番一九	十六号	
			二番一	十七号	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第三百十三号）のうち次の区域の
指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法
律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定によ
り告示する。

令和三年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中村	郡上市高鷲町西洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
植松	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切立明谷	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神中谷	郡上市高鷲町西洞	次の図のとおり	土石流
鷲見中村谷	郡上市高鷲町鷲見	次の図のとおり	土石流
小洞谷	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	土石流
明谷	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律
第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年
岐阜県告示第三百十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項におい
て準用する同条第四項の規定により告示する。

令和三年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

中村	郡上市高鷲町西洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
植松	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切立明谷	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神中谷	郡上市高鷲町西洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小洞谷	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	土石流
明谷	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第 二四四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中村	郡上市高鷲町西洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ひるがの	郡上市高鷲町ひるがの	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
植松	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西洞2	郡上市高鷲町西洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切立明谷	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西洞3	郡上市高鷲町西洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

鷲見1	郡上市高鷲町鷲見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷲見2	郡上市高鷲町鷲見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大鷲2	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大鷲3	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大鷲5	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大鷲6	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鮎立1	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鮎立2	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ひるがの	郡上市高鷲町ひるがの	次の図のとおり	土石流
神中谷	郡上市高鷲町西洞	次の図のとおり	土石流
ひるがの1	郡上市高鷲町ひるがの	次の図のとおり	土石流
境谷	郡上市高鷲町鷲見	次の図のとおり	土石流
鷲見中村谷	郡上市高鷲町鷲見	次の図のとおり	土石流
大鷲	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	土石流
ひるがの4	郡上市高鷲町ひるがの	次の図のとおり	土石流
小洞谷	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	土石流
明谷	郡上市高鷲町鮎立	次の図のとおり	土石流
馬捨場	郡上市高鷲町鷲見	次の図のとおり	土石流
向谷	郡上市高鷲町大鷲	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第 二四四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
榑原 2	大野郡白川村榑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬狩洞	大野郡白川村馬狩	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。同条第四項の規定により告示する。

令和三年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中村	郡上市高鷺町西洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ひるがの	郡上市高鷺町ひるがの	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠	郡上市高鷺町大鷺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
植松	郡上市高鷺町大鷺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西洞 2	郡上市高鷺町西洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切立明谷	郡上市高鷺町鮎立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

西洞 3	郡上市高鷺町西洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷺見 1	郡上市高鷺町鷺見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷺見 2	郡上市高鷺町鷺見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大鷺 2	郡上市高鷺町大鷺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大鷺 3	郡上市高鷺町大鷺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大鷺 5	郡上市高鷺町大鷺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大鷺 6	郡上市高鷺町大鷺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鮎立 1	郡上市高鷺町鮎立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鮎立 2	郡上市高鷺町鮎立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ひるがの	郡上市高鷺町ひるがの	次の図のとおり	土石流
神中谷	郡上市高鷺町西洞	次の図のとおり	土石流
ひるがの 1	郡上市高鷺町ひるがの	次の図のとおり	土石流
境谷	郡上市高鷺町鷺見	次の図のとおり	土石流
鷺見中村谷	郡上市高鷺町鷺見	次の図のとおり	土石流
大鷺	郡上市高鷺町大鷺	次の図のとおり	土石流
ひるがの 4	郡上市高鷺町ひるがの	次の図のとおり	土石流
小洞谷	郡上市高鷺町鮎立	次の図のとおり	土石流
明谷	郡上市高鷺町鮎立	次の図のとおり	土石流
馬捨場	郡上市高鷺町鷺見	次の図のとおり	土石流
向谷	郡上市高鷺町大鷺	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
権原2	大野郡白川村権原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名 称
岐阜県指令岐西建築第一一三三号の二三 令和元・一一・一八 岐阜県指令岐西建築第一三五号の三三三 令和一・五・一八	羽島市上中町長間字流三三六〇番一から三三六〇番七まで、二三六一番、二三六二番、二三六七番から三三七〇番まで、二三七〇番四の一部、二三七一番から三三七五番まで、二三七六番、二三七六番一、二三七八番三、二三八四番一、同町中子村付一六〇番一から一六〇番三まで、一六〇番六、一六〇番七、一六一番一、一六一番二、一六一番一、一六一番一、一六二番一、一六二番一、一六三番一、一六三番一

1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの回線使用、監視及び保守業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第14条第1項第1号該当
令（平成7年政令第372号）第14条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日

5 契約の相手方の氏名及び住所 地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦

6 契約金額 64,619,847円
東京都千代田区一番町25番地

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県清流の園推進部市町村課
- (2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第四号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番二〇号 ゼンコー株式会社 代表取締役 福 田 泰 久

<p>〔岐阜県指令岐西建築第一二四号の二一〕 〔令和二・一一・二五〕 〔岐阜県指令岐西建築第一二四号の三八〕 〔令和三・四・一六〕</p>	<p>一六四番一、一六四番二、一六五番一、一六五番二、一六六番一 及び一六六番二</p>	<p>愛知県名古屋市区宝地町一三六番地 株式会社セレックス 代表取締役 加藤健治</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一二四号の二〇 〔令和二・一・二二〕</p>	<p>瑞穂市野田新田字番屋口四〇〇八番</p>	<p>岐阜県各務原市鷺沼西町四丁目六九番地 株式会社大雄 代表取締役 阿部嘉澄</p>
<p>岐阜県指令中建築第一〇一号の四 〔令和二・一〇・二二〕 〔岐阜県指令中建築第一〇四号の二〇〕 〔令和三・一・二二〕 〔岐阜県指令中建築第一〇四号の一一〕 〔令和三・三・一八〕</p>	<p>美濃加茂市加茂野町加茂野字南野八〇五番二及び八〇五番四</p>	<p>岐阜県高山市石浦町九丁目三五番地 株式会社技研コニヤ 代表取締役 大附勝也</p>
<p>岐阜県指令中建築第一〇一号の三一 〔令和二・八・四〕</p>	<p>関市千足字向田八一九番</p>	<p>岐阜県高山市石浦町九丁目三五番地 株式会社技研コニヤ 代表取締役 大附勝也</p>

落札者並びに受入るる公長

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第五十二号）第十一條の規定により、次のとおり落札者並びに受入るる公長である。

令和三年五月二十八日

岐阜県知事 中田 謙

- 1 調達役務の名称及び数量 令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県立羽島特別支援学校通学用バス借上げ及び運行業務（年間契約）一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 羽島市舟橋町宮北一丁目21番地
岐阜羽島バス・タクシー株式会社
代表取締役 安田 篤史
- 6 契約金額 32,670,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立羽島特別支援学校事務室
(2) 所在地 羽島市正木町大浦230 1